



しょう しゃ りょう おも せいど 障がい者が利用できる主な制度について

れい わ ねん ど ばん
令和8年度版

この冊子は、しょう しゃ りょう おも せいど ないよう
障がいのある方が受けることができるサービスや制度の内容、その
りょう ほう ほう
利用方法などについて内容を簡単に説明したものです。

サービスや制度によって、たいしょう しょう ていど せたい じょうきよう じょうけん こと
対象となる障がい程度や、世帯の状況などの条件が異な
りますのでくわ ないよう まどぐち でん わ と あ
詳しい内容は窓口または電話でお問い合わせください。

サービスのりょう きぼう
利用を希望される方は、かた かくこうもく きさい と あ さき ごそうだん
各項目に記載のある問い合わせ先にご相談くだ
さい。



み の か も し や く し ょ し み ん ふ く し ぶ ふ く し か
美濃加茂市役所 市民福祉部 福祉課



目次

補装具・日常生活用具

補装具の支給（購入・修理・借受け）	1
日常生活用具の給付	2

障がい福祉サービス等

障がい福祉サービス・障害児通所支援の申請の流れ	3
障がい福祉サービス・障害児通所支援	4
地域生活支援事業	7

医療費の助成

福祉医療費の助成	9
自立支援医療制度	10
自立支援医療費（精神通院）助成	11

税金に関すること

所得税・住民税に関する控除	12
自動車税の減免	13

外出支援サービス

公共交通機関等の運賃の割引	14
有料道路通行料金の割引	15
駐車禁止規制の適用除外	16
パーキングパーミット制度～ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度～	16
運転免許取得費助成	17
自動車改造費助成	17
介助用自動車購入助成	18

せいしんしょうがいしゃしょうきぼさぎょうじょとうこうつうひじよせい 精神障害者小規模作業所等交通費助成	18
じゅうどしんしんしょうがいしゃい どうしえんけん 重度心身障害者移動支援券	19
けつえきとうせきかんじゃこうつうひじよせいけん 血液透析患者交通費助成券	20
スロープ付き車 つくるま いす移動車 いどうしゃ の貸し出し かだ	21

てあて ねんきん きょうさいせい いど 手当・年金・共済制度

とくべつしょうがいしゃてあて しょうがいじふくしてあて しんせい なが 特別障害者手当・障害児福祉手当の申請の流れ	22
とくべつしょうがいしゃてあて しょうがいじふくしてあて 特別障害者手当・障害児福祉手当	23
とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当	24
じゅうどしんしんしょうがいじふくしてあて 重度心身障害児福祉手当	25
しょうがい き そ ねんきん 障害基礎年金	26
しんしんしょうがいしゃふ ようきょうさいせい いど 心身障害者扶養共済制度	27

こうきょうりようきんなど げんめん 公共料金等の減免

けいたいでん わりようきんなど わりびき 携帯電話料金等の割引	28
ほうそうじゅしんりよう めんじょ NHK放送受信料の免除	28

そうだんまどぐち 相談窓口

み の か も し きかんそうだんしえん 美濃加茂市基幹相談支援センター	29
そうだんしえん じぎょうしょ 相談支援事業所	29
こころ く そうだんまどぐち 心と暮らしの相談窓口	30
み の か も し ほけん 美濃加茂市保健センター	31
み の か も し しょう しゃぎやくたいぼうし 美濃加茂市障がい者虐待防止センター	32
み の か も し けんりようごしえん 美濃加茂市権利擁護支援センター	32

その他

なんちようじほちようきこうにゆうひじよせい 難聴児補聴器購入費助成	33
じどうはったつしえんじぎようりようりようじよせい 児童発達支援事業利用料助成	34
ぶくろなど しきゆう ごみ袋等の支給	35
げすいどうしようりようとう じよせい 下水道使用料等の助成	36
にようとりあつかいりようきん じよせい し尿取扱料金の助成	37
ようでんげんじゅうどしろう じしやさいがい じとうひじょうようでんげんそうちとうこうにゆうひじよせい 要電源重度障がい児者災害時等非常用電源装置等購入費助成	38
ひなんこうどうようしえんしゃめいぼせいど 避難行動要支援者名簿制度	39
にちじょうせいかつようぐ ひんもくいちらん 日常生活用具品目一覧	40



補装具費の支給（購入・修理・借受け）

身体しんたいの障しょうがいがいを補おぎない、日常生活にちじょうせいかつを容易よういにするために補装具ほそうぐの購入こうにゅう、修理しゅうりまたは借受けかりうに要ようする費用ひようを支給しきゅうします。自己負担額じこふたんがくは原則費用げんそくひようの1割わりです。



対象者

- 身体障害者手帳しんたいしょうがいしやてちょうを持っている方も
- 難病患者なんびょうかんにやの方かた



必要書類

- 身体障害者手帳しんたいしょうがいしやてちょう
- 購入・修理しようとする補装具の見積書こうにゅう しゅうり ほそうぐ みつもりしょ
- 申請書しんせいしょ

（申請書は市のホームページからダウンロードできます。福祉課にも用意しています。）



注意事項

- 手続きはすべて見積書による事前申請です。
- 補装具には耐用年数があります。耐用年数以内の再支給は原則できません。
- 介護保険や労災保険の対象者はそちらの制度を優先的に利用してください。
- 補装具の品目により支給要件や判定方法が違います。詳しくは福祉課にお問い合わせください。



申請・問い合わせ先

福祉課障がい福祉係

本庁舎1階④番窓口

0574-25-2111（代表）



補装具・日常生活用具

にちじょうせいかつようぐ きゅうふ 日常生活用具の給付

しょう しゃ しょう じ にちじょうせいかつ しえん にちじょうせいかつようぐ きゅうふ
障がい者、障がい児の日常生活を支援するため、日常生活用具を給付します。

じ こふたんがく げんそくひよう わり
自己負担額は原則費用の1割です。



し やくしょ い てつづ しんせい
市役所に行かずに手続きができるオンライン申請が
オススメです！
しんせい
申請はこちらから→



たいしょうしゃ
対象者

しんたいしょうがいしゃ て ちょう も かた なんびょうかんじゃ かた
・身体障害者手帳を持っている方 ・難病患者の方



ひつようしょるい
必要書類

しんたいしょうがいしゃ て ちょう こうにゆう しなもの みつもりしょ しんせいしょ
・身体障害者手帳 ・購入しようとする品物の見積書 ・申請書

(しんせいしょ し ふくしか ようい
申請書は市のホームページからダウンロードできます。福祉課にも用意しています。)

かみ いがい しなもの しんせい しなもの ひつよう
【ストマ・紙おむつ以外の品物の申請】品物のパンフレットが必要です。



ちゅういじこう
注意事項

- てつづ みつもりしょ じぜんしんせい
・手続きはすべて見積書による事前申請です。
 - にちじょうせいかつようぐ たいようねんすう たいようねんすうい ない さいきゅうふ げんそく
・日常生活用具には耐用年数があります。耐用年数以内の再給付は原則できません。
 - かいごほけん ろうさいほけん たいしょうしゃ せいど ゆうせんてき りよう
・介護保険や労災保険の対象者はそちらの制度を優先的に利用してください。
 - にちじょうせいかつようぐ ひんもく たいしょうようけん ちが
・日常生活用具の品目により対象要件が違います。
- くわ にちじょうせいかつようぐ ひんもくいちらん らん
詳しくは40ページの「日常生活用具品目一覧」をご覧ください。



しんせい と あ さき
申請・問い合わせ先

ふくし かしょう ふくしがかり
福祉課障がい福祉係

ほんちようしゃ かい ばんまどぐち
本庁舎1階④番窓口

0574-25-2111 (だいひょう)



しょうがいふくし しょうがいじつうしょしえん しんせい なが 障害福祉サービス・障害児通所支援の申請の流れ

そうだん 1. 相談

こまごと し ちか そうだんしえんじぎょうしょ そうだん
困り事を市またはお近くの相談支援事業所へ相談し、
りょう かか そうだんしえんじぎょうしょ き
サービス利用に係る相談支援事業所を決めます。

しんせい 2. 申請

しょうがいふくし サービス しょうがいじつうしょきゅうふ りょう きぼう ひと
障害福祉サービス、障害児通所給付の利用を希望する人は、
し しきゅうしんせい
市へ支給申請をします。

ちょうさ 調査 ※障害福祉サービスのみ

ちょうさいん しんしん じょうきょうとう にんていちょうさ がいきょうちょうさ
調査員が心身の状況等について、認定調査（概況調査）
おこな
を行います。

はんてい 判定 ※障害福祉サービスのみ

ちょうさ けっか にんていしんさかい くぶん はんてい
調査の結果をもとに、認定審査会にて区分の判定を
します。

けってい 3. 決定

くぶん サービス とうりようけいかくとう し しきゅうけってい
区分やサービス等利用計画等をふまえ、市は支給決定をし、
じゅきゅうしゃしょう ゆうそう
受給者証を郵送します。



かくしゅせいど しょうさい がいどう らん
各種制度の詳細は該当のページをご覧ください。

しょうがいふくし しょうがいじつうしょし えん 障害福祉サービス・障害児通所支援

しょうがいふくし しょうがいしゃそうごうし えんぼう もと
障害福祉サービスとは、障害者総合支援法に基づくサービスです。

しょうがいじつうしょし えん じどうふくし ぼう もと
障害児通所支援とは、児童福祉法に基づくサービスです。

しゅるい サービスの種類

しょうがいふくし ○障害福祉サービス

かいごきゅうふ 1. 介護給付

しゅるい 種類	ないよう 内容
きょたくかいご 居宅介護	ヘルパーが自宅に来て、入浴、排せつの介助、食事や調理の援助などを行います。
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	重度の障がいがある方に対して、ヘルパーが自宅に来て、入浴、食事、外出の支援などを総合的にを行います。
どうこうえんご 同行援護	視覚障がいにより外出が困難な方に対して、代読、代筆などの支援、移動の援護、その他必要に応じた介護を行います。
こうどうえんご 行動援護	精神障がいや知的障がいにより、行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援、外出時の移動支援を行います。
たんきにゅうしょ 短期入所	介護者の病気などで短期間の入所が必要な方に対して、施設で入浴、排せつ、食事等の介助を行います。
りょうようかいご 療養介護	医療と介護が必要な方に対して、病院などで行われる機能訓練や看護、日常生活の援助を行います。
せいかつかいご 生活介護	日中に施設等において、入浴、排せつ、食事の介助や創造的活動、生産活動の機会提供などを行います。
しせつにゅうしょしえん 施設入所支援	施設で夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介助などを行います。



2. 訓練等給付

しゅるい 種類	ないよう 内容
じりつくんれん 自立訓練 (生活訓練・機能訓練)	じりつ せいかつ おく しんたいきのう せいかつのうりよく たか くん 自立した生活が送れるよう、身体機能や生活能力を高める訓 れん おこな 練を行います。
しゅうろうい こうし えん 就労移行支援	いっばんしゅうろう かた せいざんかつどう つう しゅうろう ひつよう ちしき 一般就労をめざす方へ、生産活動を通じて就労に必要な知識 のうりよくこうじょう くんれん おこな や能力向上のための訓練を行います。
しゅうろうていちゃくし えん 就労定着支援	しゅうろうご ていちゃくし えん きぎょう いりようきかん れんけい しごと 就労後の定着支援として、企業や医療機関と連携し、仕事や せいかつ そうだん おう 生活の相談に応じます。
しゅうろうけいぞくし えん 就労継続支援 (A型・B型)	いっばんしゅうろう こんなん かた たい しゅうろう ひつよう ちしき のうりよくこうじょう 一般就労が困難な方に対して、就労に必要な知識や能力向上 ひつよう くんれん おこな のために必要な訓練を行います。 こようがた がた ひこようがた がた 雇用型のA型と、非雇用型のB型があります。
しゅうろうせんたくし えん 就労選択支援	しゅうろう しゅほう かつよう しょう しゃほんにん きぼう 就労アセスメントの手法を活用して、障がい者本人の希望や てきせいどう あ しゅうろうせんたく し えん 適性等に合った就労選択を支援します。
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループホーム)	やかん きゅうじつ きょうどうせいかつ おこな うえ そうだん にゅうよく はい 夜間や休日において、共同生活を行う上での相談や入浴、排 しよくじ かいじょ にちじょうてき し えん おこな せつ、食事の介助など日常的な支援を行います。

3. 相談支援給付

しゅるい 種類	ないよう 内容
ち いきい こうし えん 地域移行支援	じゅうきょ かくほ ちいきせいかつ いこう かつどう かん そうだん 住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談や し えん おこな 支援などを行います。
ち いきていちゃくし えん 地域定着支援	つね れんらく と たいせい かくほ しょう とくせい きんきゅうじ 常に連絡が取れる体制を確保し、障がい特性による緊急時 ほうもん そうだん し えん おこな に、訪問や相談などの支援を行います。
けいかくそうだんし えん 計画相談支援	りようしゃ きぼう じょうきょう かんが しょうがいふくし りようけいかく 利用者の希望や状況を考え、障害福祉サービスの利用計画 さくせい おこな の作成などを行います。

しょうがいじつうしよし えん
○障害児通所支援

しゅるい 種類	ないよう 内容
じ どう はったつし えん 児童発達支援	しょうがくせいみまん こ たい あそ せいかつ つう せいちょう 小学生未満のお子さんに対して、遊びや生活を通じて成長を うなが くんれん し えん おこな 促す訓練などの支援を行います。
きょたくほうもんがた 居宅訪問型 じ どう はったつし えん 児童発達支援	じゅうど しょう がいしゅつ こんなん こ たい じたく 重度の障がいがあり外出が困難なお子さんに対して、自宅で せいちょう うなが くんれん にちじょうせいかつ し えん おこな 成長を促す訓練や日常生活の支援を行います。
ほう か ご どう 放課後等 デイサービス	しょうがくせいじょう しょう じ たい ほう か ご ちようきゅうかちゅう 小学生以上の障がい児に対して、放課後や長期休暇中に、 せいかつのうりよく たか しゃかい こうりゅう し えん 生活能力を高め、社会と交流する支援をします。
ほいくしょう 保育所等 ほうもんし えん 訪問支援	えん がっこう かよ しょう じ たい しゅうだんせいかつ てきおう 園や学校に通う障がい児に対して、集団生活の適応のための せんもんてき し えん おこな あんてい りよう そくしん 専門的な支援を行い、安定した利用を促進します。
しょうがいじそうだんし えん 障害児相談支援	りようしゃ きぼう じょうきょう かんが しょうがいじし えん りようけいかく さくせい 利用者の希望や状況を考え、障害児支援利用計画の作成な どをおこな どを行います。



しんせい と あ さき
申請・問い合わせ先

ふくし かしょう ふくしがかり
福祉課障がい福祉係

ほんちょうしゃ かい ばんまどぐち
本庁舎1階④番窓口

0574-25-2111 (だいひょう)



ち い き せ い か つ し え ん じ ギ ョウ 地域生活支援事業

障害福祉サービス以外で、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援する、障害者総合支援法第77条に基づく事業です。

じ ギ ョウ し ゅ る い 事業の種類

し ゅ る い 種類	ないよう 内容	り よ う し ゃ ふ た ん 利用者負担
そうだん し え ん 相談支援	障がい者や保護者、介護者などからの相談支援、情報の提供や助言、関係機関との連絡調整や障がい者のための権利擁護などの必要な援助を行います。	なし
せいねんこうけんせいど 成年後見制度 り よ う し え ん 利用支援	障害福祉サービスを利用する上で、成年後見制度の利用が必要な方に対して、利用への支援を行います。	なし
い し そ つ う し え ん 意思疎通支援	○手話通訳者・要約筆記者派遣事業 聴覚、音声・言語機能、その他の障がいのため、意思疎通が困難な方に手話通訳者や要約筆記者を派遣し、意思疎通の支援を行います。 ○手話通訳者の設置事業 聴覚などの障がいがある方の意思疎通を支援するため、市役所福祉課に手話通訳者を設置しています。	なし
にちじょうせいかつようぐ 日常生活用具 きゅうふ 給付	障がい者、障がい児の日常生活を支援するため、日常生活用具を給付します。詳しくは2ページをご覧ください。	げんそく わり 原則1割
い どう し え ん 移動支援	屋外での移動が困難な方に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動の支援を行います。	げんそく わり 原則1割



障害福祉サービス

ち い き かつ どう 地域活動 し え ん 支援センター	ち い き せい かつ そく し ん そう さく て き かつ どう せい さん 地域での生活の促進のため、創作的活動、生産 かつ どう き かい て い き よ う し ゃ かい こう り ゆ う そく し ん 活動の機会を提供し、社会との交流の促進など を 図 り ま す。	げ ん そ く わ り 原則1割
ほう も ん に ゆ う よ く 訪問入浴サービス	ち い き せい かつ し え ん ほう も ん き ゃ と く 地域での生活を支援するため、訪問により居宅 に お い て に ゆ う よ く て い き よ う し ん たい せい け つ 入浴サービスを提供し、身体の清潔の 保 持 し ん し ん き の う い じ ほう 保持、心身機能の維持などを 図 り ま す。	げ ん そ く わ り 原則1割
に っ ち ゅ う い ち じ し え ん 日中一時支援	し ょ う し ゃ に っ ち ゅ う かつ どう ば か く ほ 障がい者などの日中における活動の場を確保 す る こ と に よ り し ょ う し ゃ かい ぞ く し ゅ う ろ う 障がい者などの家族の就労 し え ん い ち じ て き き ゅ う そ く し え ん お こ な 支援、一時的な休息のための支援を 行 い ま す。	げ ん そ く わ り 原則1割
じ どう し ゃ う ん て ん め ん き ゃ 自動車運転免許 し ゅ と く ひ じ ょ せい 取得費助成	し ゃ かい さん か そく し ん じ どう し ゃ う ん て ん め ん き ゃ し ゅ と く 社会参加促進のため自動車運転免許の取得に よ う ひ ょ う い ち ぶ じ ょ せい く わ 要する費用の一部を助成します。詳しくは17ペー ジを ご 覧 く だ さ い。	じ ょ せい げ ん ど が く 助成限度額 ま ん え ん 10万円
じ どう し ゃ かい ぞ う ひ 自動車改造費 じ ょ せい 助成	し ゅ う ろ う と も な じ どう し ゃ し ゅ と く ば あ い 就労などに 伴 い 自動車を取得する場合、その じ どう し ゃ かい ぞ う よ う ひ ょ う い ち ぶ じ ょ せい 自動車の改造に要する費用の一部を助成しま す。詳しくは17ページを ご 覧 く だ さ い。	じ ょ せい げ ん ど が く 助成限度額 ま ん え ん 10万円



し ん せい と あ さ き
申請・問い合わせ先

ふ く し か し ょ う ぶ く し が か り
福祉課障がい福祉係

ほん ち ょ う し ゃ かい ばん ま ど ぐ ち
本庁舎1階④番窓口

0574-25-2111 (だい ひ ょ う 代表)



福祉医療費の助成

病院などの医療機関を受診した場合に、保険が適用される分の自己負担額を助成する制度です。



たいしょうしゃ

対象者

身体障害者手帳1～3級を持っている方

身体障害者手帳4級（特定の障がいのみ）の方

※助成対象の有無に関しては福祉課へ相談してください。

戦傷病者手帳（特別項症～第4項症）と身体障害者手帳4級の両方を持っている方

療育手帳A1, A2, B1を持っている方

精神障害者保健福祉手帳1, 2級を持っている方



必要書類

健康保険証または資格確認書 ・障害者手帳 ・印鑑 ・所得・課税証明書



有効期間外の障害者手帳の場合は対象になりません。



障害者手帳の交付が遅れると、医療費助成が遅れ自己負担になる場合があります。
障害者手帳の手続きは早めにお問い合わせください。



申請・問い合わせ先

福祉課児童福祉係

本庁舎1階④番窓口

0574-25-2111（代表）



じりつしえんいりようせいど 自立支援医療制度

心身の障がいの状態を軽くしたり改善したりするための医療費を支援する制度です

- ・制度を利用すると医療費の自己負担額が原則1割になります。
- ・世帯の所得に応じて1か月の自己負担上限額が設定されます。

 こうせいいりよう 更生医療	 いくせいいりよう 育成医療	 せいしんつういんいりよう 精神通院医療
障がいの状態を軽くするための手術や治療にかかる費用を助成する制度です。	将来障がいが残るのを防いだり、今の障がいを治したりするための手術や治療にかかる費用を助成する制度です。	継続して必要な精神医療を受けるために、通院による医療費を助成する制度です。

たいしょうしゃ 対象者

- | | | |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の方 ・身体障害者手帳を持って
いる方 | <ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の方 ・保護者が美濃加茂市に
住んでいる方 | <ul style="list-style-type: none"> ・通院による精神医療を
続ける必要がある方 |
|--|--|---|



ちゅういじこう 注意事項

- ・制度の利用には事前の申請と判定が必要です
- ・対象となる治療など、制度の詳細は担当窓口にお問い合わせください。



しんせい と あ さき 申請・問い合わせ先

ふくし か じどうふくしがかり
福祉課児童福祉係

ほんちょうしゃ かい ばんまどぐち
本庁舎1階④番窓口

0574-25-2111 (代表)

ふくし か しょう ふくしがかり
福祉課障がい福祉係

ほんちょうしゃ かい ばんまどぐち
本庁舎1階④番窓口

0574-25-2111 (代表)



じりつしえんいりょうひ せいしんつういん じよせい 自立支援医療費(精神通院)助成

せいしんしっかん ちりょう つういん ひつよう かた あんしん ちりょう つづ いりょうひ じこ
精神疾患の治療で通院が必要な方が安心して治療を続けられるよう、医療費の自己
負担分を市が助成する制度です。



たいしやうしゃ 対象者

- ・じゆしん ひ み の か もし す
受診した日に美濃加茂市に住んでいる方
 - ・じりつしえんいりょう せいしんつういん いりょう じゆきやうしゃしやう も
自立支援医療(精神通院医療)受給者証を持っている方
 - ・「じこふたんじやうげんがく」が2,500円または5,000円(※)の方
- ※じこふたんじやうげんがく 5,000円の方のうち、しみんぜいひかぜい ばあい
自己負担上限額が5,000円の方のうち、市民税非課税の場合



ひつようしよるい 必要書類

- ・いりょうひ りやうしやうしよげんぼん
医療費の領収書原本
- ・じこふたんじやうげんがくかんりひやう
自己負担上限額管理票
- ・つうちやう
通帳またはキャッシュカード(初めて申請する場合、振り込み先へんこう ばあい
振込先を変更したい場合)



ちゆういじこう 注意事項

- ・しんせい じゆしん よくげついこう
申請は、受診された翌月以降からできます。
- ・じよせいしんせい きげん じゆしん び ねん ご
助成申請期限は受診日から5年後までです。5年を過ぎると助成が受けられませんので、
はや しんせい
お早めにご申請ください。
- ・ふくし いりょうひ じゆきやうしゃしやう も かた ふくし いりょう じよせい う
福祉医療費受給者証をお持ちの方は福祉医療の助成を受けてください。



しんせい と あ さき 申請・問い合わせ先

ふくし かしやう ふくしがかり
福祉課障がい福祉係

ほんちやうしゃ かい ばんまどぐち
本庁舎1階④番窓口

0574-25-2111(だいひやう)
(代表)



税金に関すること

所得税・住民税に関する控除

障害がいのある方やその配偶者または扶養親族は、所得金額から一定の金額を差し引くことができ、所得税と住民税が減額される可能性があります。



対象者

① 重度の障がい者

特別障害者控除や同居特別障害者控除の対象になる可能性があります。

※「重度の障がい者」とは、身体障害者手帳の1、2級、療育手帳のA1、A2、精神障害者保健福祉手帳の1級の障がいを持っている方などをいいます。

② ①に該当しない障がい者

障害者控除の対象になる可能性があります。



条件の詳細、申告の方法などは、お問い合わせください。



控除額

	所得税	住民税
①障害者控除	27万円	26万円
②特別障害者控除	40万円	30万円
③同居特別障害者控除	75万円	53万円



申請・問い合わせ先

住民税

税務課市民税係

西館2階②番窓口

0574-25-2111(代表)

所得税

関税務署

0575-22-2233(代表)



自動車税の減免

障がい^{しょうがい}の程度^{ていど}や自動車^{じどうしゃ}が減免^{げんめん}要件^{ようけん}を満た^みす場合^{ばあい}、申請^{しんせい}期限^{きげん}までに申請^{しんせい}することにより、減免^{げんめん}を受けることができます。



対象となる自動車

車検^{しゃけん}証^{しょう}の所有者^{しやうしや}（納税義務者^{のうぜいぎむしや}）が4月1日現在^{がつついたちげんざい}、障がい者本人^{しょうがいしやほんにん}の自動車^{じどうしゃ}

※知的障がい者^{ちてきしょうがいしや}、精神障がい者^{しやせいしんしょうがいしや}、18歳未満^{さいみまん}の身体障がい者^{しんたいしょうがいしや}の場合は、障がい者本人^{しょうがいしやほんにん}と生計^{せいけい}を同じくする方^{おな}が所有者^{かた}であっても対象^{たいしょう}となります。



減免の要件

運転者 ^{うんてんしや}	使用目的 ^{しやうもくてき}
障がい者本人 ^{しょうがいしやほんにん}	専ら日常生活に利用する ^{もっぱらにちじようせいかつりやう}
生計を同じくする方 ^{せいけいおな}	障がい者の通学、通院、通所その他社会参加のために使用する ^{しょうがいしやつうがくつういんつうしよたしやかいさんかしょう}



障がい者本人^{しょうがいしやほんにん}が長期間病院^{ちやうきかんびやういん}に入院^{にゆういん}している場合^{ばあい}や施設等^{しせつとう}に入所^{にゆうしよ}している場合は減免^{げんめん}の対象^{たいしょう}となりません。



減免^{げんめん}される自動車^{じどうしゃ}は障がい者^{しょうがいしや}の方^{かた}1人につき1台^{だい}です。



申請・問い合わせ先

軽自動車^{けいじどうしゃ}

税務課市民税係^{ぜいむかしみんぜいかかり}

西館2階29番窓口^{にしかんかいばんまどぐち}

0574-25-2111（代表^{だいひょう}）

普通自動車^{ふつうじどうしゃ}

中濃県税事務所^{ちゅうのうけんぜいじむしょ}

0575-33-4011（代表^{だいひょう}）

公共交通機関等の運賃の割引

公共交通機関の窓口到手帳を提示することによって運賃の割引サービスが受けられます。

○あい愛バス(定時定路線バス)

降車時に手帳を提示することによって乗車料金が無料になります。

○AI デマンドバス「チョイソコみのかも」

会員登録時に手帳を持っていることを登録することで、乗車料金が200円(乗り継ぎ300円)に減免されます。(乗車時に手帳を提示する必要はありません。)



対象者

- ・身体障害者手帳をお持ちの方
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・旅客鉄道株式会社運賃減額の適用種別が第Ⅰ種の方の介護者



注意事項

- ・手続きの方法や割引の内容などは交通機関によって異なります。詳しくは各交通機関の窓口へお問い合わせください。
- ・あい愛バス(定時定路線バス)は、「利用資格証明書」の提示でも無料でご利用できます。証明書はまちづくり課の窓口で発行しています。



申請・問い合わせ先

あい愛バス(定時定路線バス)

まちづくり課

本庁舎2階

0574-25-2111

AI デマンドバス「チョイソコみのかも」

②⑥番窓口

(代表)

その他の公共交通機関に関すること

各公共交通機関

ゆうりょうど う ろ つ う こ う り ょ う き ん わ り び き 有料道路通行料金の割引

たいしょう しょうがいしゃてちょう しょうがいしゃわりびきとうろく ゆうりょうど う ろ つ う こ う り ょ う き ん わりびき
対象となる障害者手帳で障害者割引登録をすると、有料道路通行料金の50%の割引サービスが受けられます。



たいしょうしゃ
対象者

ほんにんうてん 本人運転	しょう しゃほんにん かいごしゃ うてん 障がい者本人または介護者の運転	しんたいしょうがいしゃ てちょう しゅ 身体障害者手帳 1種 りょういく てちょう 療育手帳 A1 または A2
かいごうてん 介護運転	しょう しゃほんにん うてん 障がい者本人の運転	しんたいしょうがいしゃ てちょう しゅ 身体障害者手帳 2種



ひつようしょるい
必要書類

しょうがいしゃてちょう とうろく くるま しゃけんしょう
障害者手帳、登録する車の車検証

【ETC を利用する場合】

しょう しゃほんにんめいぎ しょうめいしょ
障がい者本人名義の ETC カード、ETC セットアップ証明書



サービスを利用するには、事前に福祉課で登録の手続きをする必要があります。



かくしゅ じかんたいわりびきとう じゅうふくてきょう しょうがいしゃわりびき ひかく やす ほう
各種ETC時間帯割引等との重複適用はされません。障害者割引と比較して安い方の料金が適用されます。



しんせい と あ さき
申請・問い合わせ先

ふくし かしょう しょうがいふくしがかり
福祉課障がい福祉係

ほんちょうしゃ かい ばんまどぐち
本庁舎1階④番窓口

0574-25-2111 (だいひょう)

ちゅうしゃきんしきせい てきようじょがい 駐車禁止規制の適用除外

しょうがいしゃが使用する車両について、道路標識等による駐車規制が除外される制度です。
しんせいにんか ちゅうしゃきんしじょがいしていしやひょうしょう こうふ
申請が認可されると「駐車禁止除外指定車標章」が交付されます。



たいしょう しょう しやくしよふくしか けいさつしこうつうか と あ
対象となる障がいについては、市役所福祉課または警察署交通課にお問い合わせ
ください。



しんせい と あ さき
申請・問い合わせ先

か も けいさつしこうつうか
加茂警察署交通課

0574-25-0110 (だいひょう)

せいど パーキングパーミット制度

せいりゅう ちゅうしゃじょうりようしょうせいど
～ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度～

くるまいす かた ほこう こんなん かた たい けん りようしょう こうふ くるまいすしやうしやようちゅうしゃくかく
車椅子の方や歩行が困難な方に対して、県が利用証を交付し、車椅子使用者用駐車区画
しょうがいしやとうようちゅうしゃくかく くかく ちゅうしゃじょう ゆうせんてき りよう せいど
や障害者等用駐車区画(プラスワン区画)の駐車場を優先的に利用できる制度です。



たいしょうしや
対象者

しょう しゃ ようかいごこうれいしやなど なんびょうかんじゃ にんさんぶ にんなど てちょう どうきゅう いってい
障がい者、要介護高齢者等、難病患者、妊産婦、けが人等のうち、手帳などの等級が一定
の要件を満たす方

たいしょう しょう しやくしよふくしか か も けんじおしよふくしか と あ
※対象となる障がいについては、市役所福祉課または可茂県事務所福祉課にお問い合わせ
してください。



しんせい と あ さき
申請・問い合わせ先

か も けんじおしよふくしか
可茂県事務所福祉課

0574-25-3111 (だいひょう)

うんてんめんきょしゅとくひじょせい 運転免許取得費助成

身体障害者手帳または療育手帳を持っている方で、普通運転免許を取得し社会参加しようとする方に、免許取得費用の一部を助成します。



助成限度額は10万円です。



免許取得後の申請となります。申請期限は免許取得から1年以内です。



申請・問い合わせ先

福祉課障がい福祉係

本庁舎1階④番窓口

0574-25-2111(代表)

じどうしゃかいぞうひじょせい 自動車改造費助成

自分で車を運転することができる身体障がい者が、就労等のために本人所有の車を手ブレーキ・手アクセル等(操作に関わる部分)の本人仕様に改造する際に、その費用の一部を助成します。



助成限度額は10万円です。



事前申請が必要です。

5年以内に同様の助成を受けている場合は対象外となります。



申請・問い合わせ先

福祉課障がい福祉係

本庁舎1階④番窓口

0574-25-2111(代表)

かいじょようじどうしゃこうにゆうじよせい 介助用自動車購入助成

身体障がい者しんたいしょうがいしゃを乗せるための介助用自動車かいじょようじどうしゃ(リフト、スロープ、回転シートかいてんシートなどの機能きののうを有する自動車じどうしゃ)を購入または改造する際の費用の一部を助成します。



たいしょうしゃ 対象者

以下のすべてを満たす身体障がい者の方しんたいしょうがいしゃのかたを乗せるための介助用自動車かいじょようじどうしゃが対象となります。

- ・ざいたく 在宅の方かた
- ・かし 下肢または体幹機能障害たいかんきのうしようがい 2級以上きゅういじょう
- ・いどう 移動に車椅子くるまいすを必要とする方ひつようかた



助成限度額じょせいげんどがくは24万円まんえんです。



事前申請じぜんしんせいが必要ひつようです。

5年以内に同様の助成を受けている場合は対象外となります。
ねんい ない どうよう じょせい う ばあい たいしょうがい

せいしんしょうがいしゃしょうきばさぎようしとこうこうつうひじよせい 精神障害者小規模作業所等交通費助成

精神障害者保健福祉手帳せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょうをお持ちの方もで、自立訓練じりつくんれん、就労移行支援しゅうろういこうしえん、就労継続支援事業所等しゅうろうけいぞくしえんじぎょうしとへ公共交通機関こうきようこうつうきかんで通う場合の交通費こうつうひの1/2を助成じょせいします。



事前申請じぜんしんせいが必要ひつようです。



しんせい と あ さき 申請・問い合わせ先

福祉課障がい福祉係ふくし かしょう ふくしがかり

本庁舎1階④番窓口ほんちょうしゃ かい ばんまどぐち

0574-25-2111(代表)だいひょう



じゅうどしんしんしょうがいしゃい どうし えん けん 重度心身障害者移動支援券

じゅうど しんしんしょうがいしゃい どうし えん けん
重度の障がい者の移動費用の一部を助成するために、市の指定業者でのみ利用可能な
移動支援券(タクシー・ガソリン)を交付します。



たいしょうしゃ 対象者

①～④のすべての要件を満たす方

① 身体障害者手帳1～3級 療育手帳A1、A2 精神障害者保健福祉手帳1、2級

をお持ちの方

② 在宅の方

(施設入所中や入院中の方は交付を受けられません)

③ 障がい者本人名義の自動車および運転免許証を所持していない方

(どちらか片方のみを所持している人は交付を受けられます)

④ 障がいを理由として、本人または家族が自動車税の減免を受けていない方



じょせいがく 助成額

ねんがく 15,500円 (500円券×31枚)

※年度途中で申請した場合は月割相当額の交付になります。



しんせい と あ さき 申請・問い合わせ先

ふくし かしょう 福祉課障がい福祉係

ほんちやうしゃ かい 本庁舎1階④番窓口

0574-25-2111(代表)

けつえきとうせきかんじゃこうつうひじょせいけん 血液透析患者交通費助成券

血液透析を受けている方の交通費の一部を助成するために、市の指定業者でのみ利用可能な交通費助成券(タクシー・ガソリン)を交付します。



たいしょうしゃ 対象者

①～④のすべての要件を満たす方

- ① じん臓機能障がいにより、身体障害者手帳Ⅰ級の交付を受けている方
- ② 血液透析療法を受けるために、定期的に医療機関へ通院している方
(腹膜透析療法を受けている人は交付対象となりません)
- ③ 在宅の方
(施設入所中や入院中の方は交付を受けられません)
- ④ 重度心身障害者移動支援券の交付を受けていない人(本紙19ページ)
(自動車を所有していない方に対しては、重度心身障害者移動支援券を交付します)



じよせいがく 助成額

ねんがく 年額 15,500円 (500円券×31枚)

※年度途中で申請した場合は月割相当額の交付になります。



しんせい と あ さき 申請・問い合わせ先

ふくし かしょう 福祉課障がい福祉係

ほんちようしゃ かい 本庁舎1階④番窓口

0574-25-2111 (代表)

スロープ付き車いす移動車の貸し出し

車椅子を利用されている方でも乗り降りしやすい福祉車両の貸し出しを行っています。



たいしょうしゃ
対象者

美濃加茂市に住所があり、次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方
- ② 65歳以上の高齢者の方
- ③ 要介護認定者



りょうりょうきん りょうにつう
利用料金・利用日数

りょうりょうきん 利用料金	むりよう 無料
りょうにつう 利用日数	さいちよう かかん 最長4日間



貸し出しは予約制となっています。詳しくは電話にてお問い合わせください。



しんせい と あ さき
申請・問い合わせ先

美濃加茂市社会福祉協議会

0574-28-6111



とくべつしょうがいしゃてあて しょうがいじふくしてあて しんせい なが 特別障害者手当・障害児福祉手当の申請の流れ

1. 病院へ診断書の依頼

してい ようしき
指定の様式があります。
ぎふけん
岐阜県のホームページからダウンロードしていただくか、
しやくしょ わた
市役所でお渡しができます。

2. 市役所窓口に必要な書類を提出

しんだんしょ しょう しゃほんにんめいぎ つうちょう しょうがいしゃてちよう
診断書、障がい者本人名義の通帳、障害者手帳
をお持ちください。

3. 審査

しんせい
申請をしてから決定するまでに約1か月かかります。

4. 決定(認定・却下)通知を送付

けっていしだい ぶんしょ つうち
決定次第、文書で通知します。



かくしゅせい ど しょうさい がいどう らん
各種制度の詳細は該当のページをご覧ください。



手当・年金・共済

とくべつしょうがいしゃてあて しょうがいじふくしてあて 特別障害者手当・障害児福祉手当

せいしん しんたい じゅうど しょう しょうがい じょうかいご ひつよう しょうたい ざいたく かた
精神または身体に重度の障がいがあり、常時介護を必要とする状態にある在宅の方に
しきゅう てあて
支給される手当です。

	とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当	しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当
 対象者	・20歳以上 ・施設に入所していない ・3か月以上入院していない	・20歳未満 ・施設に入所していない ・公的年金を受給していない
 手当額	げつがく 月額 30,450 円 れいわ ねんどじてん (令和8年度時点)	げつがく 月額 16,560 円 れいわ ねんどじてん (令和8年度時点)
 支給月	がつ 5月 ・ がつ 8月 ・ がつ 11月 ・ がつ 2月 3か月分をまとめて支給します	



ほんにん ふようぎむしや しょうどく いっていがくじょう ばあい しきゅう ていし
本人や扶養義務者の所得が一定額以上の場合は支給が停止されます。



しんせい と あ さき
申請・問い合わせ先

ふくし かしょう 福祉課 障がい福祉係

ほんちようしゃ かい ばんまどぐち
本庁舎1階④番窓口

0574-25-2111 (代表)



手当・年金・共済

とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当

せいしん 精神または しんたい 身体に しよう 障がいがある 20さい みまん 20歳未満の じどう 児童の ちちはは 父母または よういくしゃ 養育者に しきゅう 支給される てあて 手当です。



たいしょうしゃ
対象者

- ・20さい みまん 20歳未満の じどう 児童を そだ 育てている ちちはは 父母、または か 代わりに おせわ 世話をしている かた 方
- ・じどう 児童が しせつ 施設に にゅうしよ 入所していない
- ・じどう 児童が こうてきねんきん 公的年金を じゆきゅう 受給していない



てあてがく
手当額

たいしょうじひとり
対象児1人につき

きゅう 1級	げつがく 月額 58,450 えん 円
きゅう 2級	げつがく 月額 38,930 えん 円

(れいわ 令和8年度 ねんと じてん 時点)



しきゅうつき
支給月

がつ 4月 ・ がつ 8月 ・ がつ 12月

げつぶん 4か月分を まとめて しきゅう 支給します



しんせい と あ さき
申請・問い合わせ先

ふくし かしょう 福祉課 障がい福祉係

ほんちようしゃ 本庁舎 1階④番窓口

0574-25-2111 (だいひょう 代表)



手当・年金・共済

じゅうどしんしんしょうがいじふくしてあて 重度心身障害児福祉手当

じゅうど しんたいしょう ちてきしょう さいみまん じどう ちちはは よういくしゃ しきゅう
重度の身体障がいまたは知的障がいがある20歳未満の児童の父母または養育者に支給
される手当です。



たいしょうしゃ
対象者

- ・20歳未満の児童を育てている父母、または代わりにお世話をしている方
- ・児童が身体障害者手帳1級、2級または療育手帳A1、A2を持っている
- ・児童が障害児福祉手当を受給していない(本紙23ページ)



てあてがく
手当額

たいしょうじひとり
対象児1人につき

ざいたく 在宅	げつがく 月額6,000円
ざいたくいがい 在宅以外	げつがく 月額3,000円



しきゅうつき
支給月

が がつ がつ がつ
8月・12月・3月

げつぶん
4か月分をまとめて支給します



しんせい と あ さき
申請・問い合わせ先

ふくし かしょう ふくしがかり
福祉課障がい福祉係

ほんちようしゃ かい ばんまどぐち
本庁舎1階④番窓口

0574-25-2111(代表)



しょうがい き そ ねんきん 障害基礎年金

障害基礎年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、受け取ることができる公的年金です。



たいしょうしゃ 対象者

- ・20歳以上で、国民年金法に定める程度の障がいがある方
 - ・次のいずれかの期間に初診日がある方
 - ①20歳になる前
 - ②国民年金に加入中の期間
 - ③日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間
(老齢基礎年金を繰り上げて受給している方は対象外です)
- ※初診日の前日に一定期間の保険料納付済(免除)期間があることが必要です。



しょうがいにんてい び 障害認定日

障がいの程度を判定する日のことです。初診日から1年6か月経過した日以降に請求が可能になります。

初診日

障がいの原因となるけがや病気ではじめて病院を受診した日

1年6カ月

障害認定日



他の公的年金とは原則併給されませんが、65歳以上の方は、老齢厚生年金、遺族厚生年金と併給ができます。



20歳になる前の年金制度に加入していない期間に初診日がある方の障害基礎年金については、支給に関して制限や調整があります。



手当・年金・共済



ねんきんがく
年金額

	しょうわ ねん がつ か 昭和31年4月2日 いこうう ねんがく 以降生まれの方	しょうわ ねん がつ いたち 昭和31年4月1日 いぜんう ねんがく 以前生まれの方
きゅう 1級	ねんがく 年額1,059,125円	ねんがく 年額1,056,125円
きゅう 2級	ねんがく 年額847,300円	ねんがく 年額844,900円

こ かしん
子の加算・・・お子さんがいる場合、上記の額に一定の金額が加算されます。

ひとりめ ふたりめ 1人目・2人目	ひとり 1人につき 243,800円
にんめいこう 3人目以降	ひとり 1人につき 81,300円

れいわ ねん ど じてん
(令和8年度時点)



しんせい と あ さき
申請・問い合わせ先

こくほねんきんかこうれいしゃいりようねんきんがかり ほんかん かい ばんまどぐち
国保年金課高齢者医療年金係 本館1階⑦番窓口 0574-25-2111(代表)

しんしんしょうがいしゃふ ようきょうさいせいど 心身障害者扶養共済制度

せいしん しんたい しょう
精神または身体に障がいがある方の保護者が加入できる制度です。

もうしこみ まいつきいっていかく かけきん のうふ げ
申込をして毎月一定額の掛金を納付し、その後、その保護者が死亡または重度障がいとな
った場合に、残された心身障がい者に1口あたり毎月2万円の終身年金が支給されます。
※掛け金の額は加入時の加入者の年齢により異なります。



しんせい と あ さき
申請・問い合わせ先

ぎふけんしょうがいふくしか
岐阜県障害福祉課

058-272-8309



公共料金等の減免

携帯電話料金等の減免

障がい者が携帯電話を利用する際、通話料等の割引や障がい者料金プランが利用できます。



割引内容・手続等は、携帯電話事業者によって異なりますので、詳しくは各社にお問い合わせください。



申請・問い合わせ先

各携帯電話会社

NHK放送受信料の免除



対象者

全額免除	- 身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者がいる世帯 - 世帯全員が市民税（住民税）非課税
半額免除	①～④のいずれかに該当する人が世帯主で受信契約者 ①視覚障がい者または聴覚障がい者 ②身体障害者手帳1級または2級を持っている ③療育手帳A1またはA2を持っている ④精神障害者保健福祉手帳1級を持っている



申請・問い合わせ先

福祉課障がい福祉係

本庁舎1階④番窓口

0574-25-2111（代表）



相談窓口

みのかもしきかんそうだんしえん 美濃加茂市基幹相談支援センター

みのかもしきかんそうだんしえん
美濃加茂市基幹相談支援センターは、障がいのある方の相談窓口です。
障がいしゃてちよう う お しょう かた かぞく ひと こま そうだん
障害者手帳の有無にかかわらず、障がいのある方や家族、まわりの人の困りごとや相談を
うかが さまざま せんもんきかん れんけい なや ごと しんぱいごと かいけつ お いっしょ かんが
伺い、様々な専門機関と連携して、悩み事や心配事の解決に向けて一緒に考えていきま
す。障がいのある方の権利や虐待に関するご相談も受け付けています。

と あ さき
問い合わせ先みのかもしきかんそうだんしえん
美濃加茂市基幹相談支援センター

0574-66-7700

そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所

しょう かん そうごうてき そうだん せんもんてき そうだん まどぐち りよう
障がいに関する総合的な相談や専門的な相談の窓口として、ご利用ください。

みのかもしきやきょうしょう しやそうだんしえん 美濃加茂市社協 障がい者相談支援センター

ばしょ 場所	〒505-0043 ぎふけん みのかもしたじまちよう ちようめ ばんち 岐阜県美濃加茂市田島町4丁目1番地36
でんわ 電話	0574-28-6556

ちいきせいかつしえん 地域生活支援センターひびき

ばしょ 場所	〒505-0004 ぎふけん みのかもしはちやちようかみはちや 岐阜県美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3555
でんわ 電話	0574-25-1294

ちいきかつどうしえん 地域活動支援センターかざぐるま

ばしょ 場所	〒501-3932 ぎふけん せきしいなぐち 岐阜県関市稲口774-1
でんわ 電話	0575-21-5566



相談窓口

ちいせいかつしえん 地域生活支援センターすいせい	
ばしょ 場所	〒501-4106 ぎふけん ぐじょうしみなみまちはくさん 岐阜県郡上市美並町白山847-1
でんわ 電話	0575-79-2304
ひまわりのおかちいせいかつしえん ひまわりの丘地域生活支援センター	
ばしょ 場所	〒501-3938 ぎふけん せきしきりがおか ちょうめ ばんち 岐阜県関市桐ヶ丘3丁目2番地
でんわ 電話	0575-23-2551
そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所みたに	
ばしょ 場所	〒501-2601 ぎふけん せきしむげがわちやうたにぐち 岐阜県関市武芸川町谷口2069
でんわ 電話	0575-37-2132

こころ く そうだんまどぐち 心と暮らしの相談窓口

しごと かね お仕事のこと・お金のこと・こころの病・DVや虐待・ひきこもり・ふとうこう ひと 不登校・人づきあいが苦手・
いっぽふみ だ ゆうき 1歩踏み出す勇気がほしい・・・など「暮らしの中の困りごと」について、あなたと一緒（いっしょ）に解決
さく かんが 策を考（かんが）えていきます。きがる（きがる）にご相談（そうだん）ください。



と あ さき
問い合わせ先

ふくし か ちい せいかつしえん
福祉課地域福祉係

にし かん かい
西館1階⑨番窓口

だいひょう
0574-25-2111（代表）



相談窓口

みのかもしほけん 美濃加茂市保健センター

健康に関する相談窓口です。体と心の健康の相談を受け付けています。

保健師への相談は随時受け付けていますので、開庁時間内にご連絡ください。

		相談できる専門家	相談できる日
	健康相談会 生活習慣病など体のことについて の相談会です。	管理栄養士 保健師 歯科衛生士	毎週水曜日 午前中
	こころの相談室 不安で眠れないなど心のことに いて相談ができます。 (精神科に通院中の方、カウンセリングを受けている方は対象外です。)	精神保健福祉士	毎月第4月曜日 (月曜日が閉庁日 の場合は別日)



健康相談会・こころの相談室はともに事前予約が必要です。
希望される方は健康課にお申込みください。



とあさき
問い合わせ先

健康課成人保健係(みのかも健康プラザ内)

0574-66-1365



相談窓口

美濃加茂市障がい者虐待防止センター

『障害者虐待防止法』に関する積極的な広報・啓発活動を実施しています。

高齢者や子どもの虐待防止に対する取組とも連携しながら、虐待の防止、虐待発生時の早期発見、一時保護等の早期対応、虐待に関する相談、再発防止等に取り組んでいます。

もしもの場合は、早めのご相談をお願いします。



申請・問い合わせ先

福祉課障がい福祉係

本庁舎1階④番窓口

0574-25-2111(代表)

美濃加茂市権利擁護支援センター

私たちは毎日たくさんの事を自分の意思で決めて生活しています。それは、自分で「権利」を「擁護」しているということになります。

知的障がいや精神障がいなどで、契約やお金の管理等、生活の中で色々な事がうまく判断できない、人に上手く伝えられないとき、あなたの想いを大切にしながら、どうしたらいいかを一緒に考えたり、福祉や法律の専門家とつながりながら相談を行っています。



問い合わせ先

美濃加茂市社会福祉協議会

0574-28-1126

高齢福祉課高齢福祉係

西館1階⑩番窓口

0574-25-2111(代表)

福祉課障がい福祉係

本庁舎1階④番窓口

0574-25-2111(代表)



なんちようじほちようきこうにゆうひじよせい 難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度難聴児の聴力の向上、言語取得
およびコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器購入費等に要する
費用の3分の2を助成します。



たいしやうしや 対象者

- ・美濃加茂市に住所がある18歳未満の方
- ・両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の方
または、一側耳の聴力レベルが30デシベル以上の方
- ・補聴器をつけることにより、一定の効果が期待できると医師が判断した方



こうにゆうまえ しんせい ひつよう
購入前に申請が必要です。



しんせい と あ さき 申請・問い合わせ先

ふくし かしょう ふくし がかり
福祉課障がい福祉係

ほんちやうしや かい ばんまどぐち
本庁舎1階④番窓口

0574-25-2111(代表)

児童発達支援事業利用料助成

児童発達支援等を利用した際の利用者負担額を助成します。



市役所に行かずに手続きができるオンライン申請が
オススメです！

申請はこちらから→



対象者

美濃加茂市から給付決定を受けた方で、対象となるサービスを利用する、小学校就学前
児童（サービスの利用開始から満3歳になって初めての3月31日まで）の保護者



対象サービス

- ・児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援



令和6年4月1日以降の利用分が対象です。



数か月分の利用分をまとめた申請も可能です。



申請・問い合わせ先

福祉課障がい福祉係

本庁舎1階④番窓口

0574-25-2111（代表）



その他

ぶくろう しきゅう ごみ袋等の支給

ゆうりょう みのかもししてい ぶくろう しきゅう
有料である美濃加茂市指定のごみ袋等を支給します。



しやくしょ い てつづ しんせい
市役所に行かずに手続きができるオンライン申請が
オススメです！
しんせい
申請はこちらから→



たいしょうしゃ
対象者

- ・①～③のいずれかに該当する人がいる家庭
- ①身体障害者手帳Ⅰ級またはⅡ級を持っている
- ②療育手帳AⅠまたはAⅡを持っている
- ③精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級を持っている
- ・該当年度の市町村民税が非課税の世帯



しきゅう
支給について

しゅるい 種類	さいだいしきゅうまいすう 最大支給枚数
かねん ぶくろ 可燃ごみ袋	50まい 枚
しげん ぶくろ 資源ごみ袋	6まい 枚
ふねん ぶくろ 不燃ごみ袋	3まい 枚
そだい 粗大ごみシール	1まい 枚

さいたいはんとしぶん がつ がつ ゆうそう こうふ
最大半年分を9月と3月に郵送で交付します。



しんせいづき ぶくろう こうふまいすう こと
申請月により、ごみ袋等の交付枚数が異なります。



しんせい と あ さき
申請・問い合わせ先

ふくし かしょう ぶくし がかり
福祉課障がい福祉係

ほんちょうしゃ かい ばんまどぐち
本庁舎1階④番窓口

0574-25-2111(代表)

下水道使用料等の助成

下水道使用料および農業集落排水処理施設使用料の一部を助成します。



市役所に行かずに手続きができるオンライン申請が
オススメです！

申請はこちらから→



対象者

- ①～③のいずれかに該当する人がいる家庭
- ①身体障害者手帳Ⅰ級またはⅡ級を持っている
- ②療育手帳AⅠまたはAⅡを持っている
- ③精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級を持っている
- ・該当年度の市町村民税が非課税の世帯



助成額

500円／月

最大半年分を9月と3月に口座振込で支給します。



申請月により、助成額が異なります。



申請・問い合わせ先

福祉課障がい福祉係

本庁舎1階④番窓口

0574-25-2111(代表)



その他

し尿取扱料金の助成

し尿取扱料金を助成する「し尿取扱助成券」を交付します。し尿取扱業者に料金を支払うときにご利用できます。



市役所に行かずに手続きができるオンライン申請が
オススメです！

申請はこちらから→



対象者

- ・①～③のいずれかに該当する人がいる家庭
- ①身体障害者手帳Ⅰ級またはⅡ級を持っている
- ②療育手帳AⅠまたはAⅡを持っている
- ③精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級を持っている
- ・該当年度の市町村民税が非課税の世帯



助成額

し尿取扱料金の2分の1

「し尿取扱助成券」を最大6枚(半年分)を9月と3月に郵送で交付します。



申請月により、し尿取扱助成券の交付枚数が異なります。



申請・問い合わせ先

福祉課障がい福祉係

本庁舎1階④番窓口

0574-25-2111(代表)

ようでんげんじゅうどしょう じしやさいがい じ とうひじょうようでんげん そう ちとう 要電源重度障がい児者災害時等非常用電源装置等

こうにゆうひじょせい 購入費助成

じゅうどしょう じしや ていでん じ とう にちじょうせいかつ けいぞく ひじょうようでんげん そう ちとう
重度障がい児者が、停電時等においても日常生活を継続するための非常用電源装置等の
こうにゆうひ じょせい
購入費を助成します。



たいしょうしゃ
対象者

- こきゅうき の うしょうがい しんたいしょうがいしやてちょう も かた
・呼吸器機能障害の身体障害者手帳をお持ちの方
- い し しんだんしょ により、 てんげん ひつよう いりよう き き しよう すると みと かた
・医師の診断書により、電源を必要とする医療機器を使用すると認められている方



こべつ ひ なん けいかく さくせい ひつよう
個別避難計画の作成が必要です。



しんせい と あ さき
申請・問い合わせ先

ふくし か しょう ふくしがかり
福祉課障がい福祉係

ほんちようしゃ かい ばんまどぐち
本庁舎1階④番窓口

0574-25-2111 (だいひょう)



避難行動要支援者名簿制度

在宅で暮らしている方を対象に、平常時の見守りや災害時の安否確認などに活用される名簿です。名簿の登録を希望される場合は、「避難行動要支援者台帳」を提出してください。



対象者

次のいずれかに該当する方のうち、名簿への登録を希望する方

- ① 身体障害者手帳Ⅰ、Ⅱ級、療育手帳AⅠ、AⅡ、精神障害者保健福祉手帳Ⅰ、Ⅱ級をお持ちの方
- ② 要介護3以上の認定の方
- ③ 65歳以上のひとり暮らしまたは75歳以上のみの世帯で支援を希望する方
- ④ ①～③に該当しない方で支援を希望する方



名簿の活用方法

- ① 名簿登録者の情報を、市が定める避難支援等関係者へ提供し、日頃の見守り活動や防災訓練等に活用します。
 - ② 災害時には、避難先での安否確認や身体状況等を踏まえた必要な配慮などを確認するために活用します。
- ※災害対策本部の判断により、命を守ることを最優先に、名簿情報の開示に同意していない方の情報を関係機関へ提供することがあります。



すべての方に登録を義務付けているものではありません。



申請・問い合わせ先

福祉課地域福祉係

本庁舎1階⑨番窓口

0574-25-2111(代表)

にちじょうせいかつ よ う ぐ ひん も く い ち ら ん
日常生活用具品目一覧

(1) 介護・訓練支援用具

給付種目	基準価格(円)	耐用年数	対象となる障がいの程度	備考
特殊寝台	154,000	8	・ <u>下肢</u> もしくは <u>体幹機能障害2級</u> 以上 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	
特殊マット	19,600	5	・ <u>下肢</u> もしくは <u>体幹機能障害1級</u> ・ <u>下肢</u> もしくは <u>体幹機能障害2級</u> 及び <u>上肢機能障害2級</u> 以上で総合等級1級の障害者等	常時介護を要するものに 限ります
エアーマット	58,000	8	・同程度の難病患者で必要と認められる者	
特殊尿器	67,000	5	・ <u>下肢</u> もしくは <u>体幹機能障害1級</u> ・同程度の難病患者で必要と認められるもの	※障がい児は常時介護を要する学 齢児以上の 者
入浴担架	82,400	5	・ <u>下肢</u> もしくは <u>体幹機能障害2級</u> 以上の障がい者で、 <u>3歳以上</u> の者 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	入浴に当た って家族等 他人の介助 を要するもの に限ります。
体位変換器	15,000	5	・ <u>下肢</u> もしくは <u>体幹機能障害2級</u> 以上の障がい者で、 <u>3歳以上</u> の者 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	下着交換等 に当たって家 族等他人の 介助を要す るものに限 ります
移動用リフト	159,000	4	・ <u>下肢</u> もしくは <u>体幹機能障害2級</u> 以上の障がい者で <u>3歳以上</u> の者 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	
訓練いす	33,100	5	・ <u>下肢</u> もしくは <u>体幹機能障害2級</u> 以上で <u>3歳以上</u> の障がい児 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	
訓練用ベッド	159,200	8	・ <u>下肢</u> もしくは <u>体幹機能障害2級</u> 以上で <u>学齢児以上</u> の障がい児 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	



(2) 自立生活支援用具

給付種目	基準価格(円)	耐用年数	対象となる障がいの程度	備考
入浴補助用具	90,000	8	・ <u>下肢もしくは体幹機能障害</u> があり、入浴に介助を必要とする <u>3歳以上の者</u> ・同程度の難病患者で必要と認められる者	
便器	4,450	8	・ <u>下肢もしくは体幹機能障害2級以上で学齢児以上の者</u> ・同程度の難病患者で必要と認められる者	
手すり ※便器に取り付けるもの	5,400	8		
T字状のつえまたは棒状のつえ	8,000	3	・ <u>平衡機能、下肢もしくは体幹機能に障がいがある学齢児以上の者</u> ・同程度の難病患者で必要と認められる者	
頭部保護帽 (スポンジ、革を主材料に制作されたもの)	12,160	3	・療育手帳 A1、A2 ・精神障害者保健福祉手帳 1級 ・てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	
頭部保護帽 (スポンジ、革、プラスチックを主材料に制作されたもの)	36,750			
移動・移乗支援用具	60,000	8	・ <u>平衡機能、下肢もしくは体幹機能3級以上で、3歳以上の者</u> ・同程度の難病患者で必要と認められる者	家庭内の移動等において介助を必要とするものに限りです
特殊便器	151,200	8	・ <u>上肢機能障害2級以上</u> ・同程度の難病患者で必要と認められる者	
火災警報器	15,500	8	・身体または <u>精神</u> の障害等級が 2級以上 ・療育手帳 A1、A2 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者等のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限りです。
自動消火器	28,700	8		

電磁調理器	41,000	6	・視覚障害2級以上 ・療育手帳 A1、A2 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	視覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯が対象です。
歩行時間延長信号機用 小型送信機	7,000	10	・視覚障害2級以上 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	視覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯が対象です。
音声標識ガイド装置	25,000	5		
聴覚障害者用屋内信号装置	87,400	10	・聴覚障害2級以上 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	
環境制御装置	68,000	5	・上肢、下肢もしくは体幹機能障害2級以上 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	
テーブルリフト	100,000	5	・下肢もしくは体幹機能障害2級以上で車いすを常用する者 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	

(3) 在宅療養等支援用具

給付種目	基準価格(円)	耐用年数	対象となる障がいの程度	備考
透析液加温器	51,500	5	・腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う3歳以上の者 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	
ネブライザー(吸入器)	36,000	5	・呼吸機能障害3級以上 ・同程度の身体障害者等で必要と求められる学齢児以上の者 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	
電気式たん吸引機	56,400	5		
パルスオキシメーター	46,000	5	・呼吸機能障害3級以上 ・同程度の身体障害者等であって必要と認められる者 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	
酸素ボンベ運搬車	17,000	10	・在宅酸素療法を行う者 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	



視覚障害者用体温計（音声式）	9,000	5	・視覚障害 <u>2級</u> 以上の <u>学齢児以上</u> の者 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	
視覚障害者用体重計	18,000	5		

(4) 情報・意思疎通支援用具

給付種目	基準価格(円)	耐用年数	対象となる障がいの程度	備考
携帯用会話補助装置	98,800	5	・音声機能、言語機能障害者等、 <u>肢体不自由障害者</u> 等であって、発生または発語に著しい障がいがある <u>学齢児以上</u> の者 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	
携帯用会話補助装置専用大型キーボード	80,000	5	・ <u>上肢機能障害2級</u> 以上 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	携帯用会話補助装置の給付対象者に限ります。
地上デジタル放送対応ラジオ	29,000	5	・視覚障害 <u>2級</u> 以上で必要と認められる <u>学齢児以上</u> の者 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	
情報・通信支援用具	100,000	5	・視覚障害 <u>2級</u> 以上 ・ <u>上肢機能障害2級</u> 以上 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	
パーソナルコンピュータ用特殊入力装置	60,000	5		
電動ページめくり装置	150,000	5	・ <u>上肢機能障害2級</u> 以上 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	
点字ディスプレイ	383,500	6	・視覚障害 <u>2級</u> 以上かつ聴覚障害 <u>2級</u> の重複障害 ・視覚障害 <u>1級</u> で <u>学齢児以上</u> の者 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	

点字電子手帳	125,000	5	・意思伝達が困難な視覚障害者等 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	点字による意思疎通が可能な者に限ります。
点字器 標準型A (32マス18行両面書真ちゅう版製)	10,400	7	・視覚障害2級以上で必要と認められる学齢児以上の者 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	
点字器 標準型B (32マス18行両面書プラスチック製)	6,600			
点字器 携行型A (32マス4行片面書アルミニウム製)	7,200			
点字器 携行型B (32マス12行片面書プラスチック製)	1,650			
点字タイプライター	63,100	5	・視覚障害2級以上で本人が就労もしくは就労が見込まれる者 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	
視覚障害者用ポータブルレコーダー (録音再生)	85,000	6	・視覚障害2級以上で学齢児以上の者 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	
視覚障害者用ポータブルレコーダー (再生専用)	35,000			
視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800	6	・視覚障害2級以上 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	
視覚障害者用読書器(映像式)	198,000	8	・学齢児以上の視覚障害がある者 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	
視覚障害者用読書器(音声式)	198,000	8		
視覚障害者用時計 (解読式)	10,300	10	・視覚障害2級以上 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	
視覚障害者用時計 (音声式)	13,300			



聴覚障害者用通信装置	71,000	5	・聴覚障害 <u>3級以上</u> ・発声・発語に著しい障がいがある <u>学齢児以上の者</u> ・同程度の難病患者で必要と認められる者	
聴覚障害者用情報受信装置	88,900	6	・聴覚障害 <u>3級以上</u> ・同程度の難病患者で必要と認められる者	
人工喉頭(笛式)	5,000	5	・咽頭摘出等による音声機能障害がある者で、本装置により発声が可能になるもの ・同程度の難病患者で必要と認められる者	
人工喉頭(電動式)	70,100			
埋込型人工喉頭用人工鼻	24,200	月額	・音声機能もしくは言語機能障害がある障害者等で、常時埋込型の人工咽頭を使用するもの ・同程度の難病患者で必要と認められる者	
福祉電話	83,300	-	・聴覚障害者 ・外出が困難な身体障害者(<u>2級以上</u>)で、コミュニケーションの手段として必要があると認められるもの ・同程度の難病患者で必要と認められる者	<u>貸与のみ</u>
視覚障害者用図書		-	・視覚障害者 ・同程度の難病患者で必要と認められる者	主に情報の入手を点字、大活字、音訳等によっているもの

(5) 排泄管理支援用具

給付種目	基準価格(円)	耐用年数	対象となる障がいの程度	備考
ストーマ用具(消化器系)	8,600	月額	・ <u>直腸機能障害</u> でストーマを造設した障害者等	紙おむつ等の給付を受けている人は対象外です。
ストーマ用具(尿路系)	11,300	月額	・ <u>膀胱機能障害</u> でストーマを造設した障害者等	紙おむつ等の給付を受けている人は対象外です。

洗腸用具	17,716	半年	・ストーマ装具（消化器系）、紙おむつ等の使用が困難で、当該用具を必要とするストーマ道具を造設した者	
紙おむつ等	12,000	月額	・次のいずれかに該当する <u>3歳以上</u> の者 ①ストーマの著しい変形またはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのため、ストーマ装具を装着できないもの。 ②膀胱または直腸機能障害がある者で高度の排尿機能障害または排便機能障害でストーマ装具を装着できないもの ③脳性麻痺等脳原性運動機能障害により、自力でトイレに行けないなど排尿または排便の意思表示が困難な者 ・同程度の難病患者で必要と認められるもの	
収尿器（男性用普通型）	7,700	I	・膀胱機能障害がある障害者で、高度の排尿機能障害により、排尿の調節ができないもの	
収尿器（男性用簡易型）	5,700			
収尿器（女性用普通型）	8,500	I		
収尿器（女性用簡易型）	5,900			

(6) 住宅改修費

給付種目	基準価格(円)	耐用年数	対象となる障がいの程度	備考
居宅生活動作補助用具	200,000	原則 1回	・ <u>下肢</u> または <u>体幹機能障害3級以上</u> の障害者等で <u>学齢児以上</u> の者 ・特殊便器への取替えをする場合は <u>上肢機能障害2級以上</u> の者 ・ <u>下肢</u> または <u>体幹機能</u> に障害がある難病患者	

MEMO

岐阜県障がい者福祉の手引のご紹介

しょう しゃ う ふくし せい ど ないよう りようほうほう
障がい者が受けることができる福祉サービスや制度の内容、その利用方法などに
がいりやく せつめい
ついて概略を説明したものです。

ぎ ふ けんちょう らん
岐阜県庁ホームページからご覧いただけます。

URL: <https://www.pref.gifu.lg.jp>

子ども・女性・医療・福祉 → 障がい者 → 相談窓口・支援等



【問い合わせ先】

ぎ ふ けん み の か も し や く し ょ し み ん ふ く し ぶ ふ く し か し ょ う ふ く し が か り
岐阜県美濃加茂市役所 市民福祉部 福祉課 障がい福祉係

場所 〒505-8606 ぎ ふ けん み の か も し お お た ち ょ う ばん ち
岐阜県美濃加茂市太田町343番地1

電話 0574-25-2111 (だいひょう)

FAX 0574-66-1097

WEB <https://www.city.minokamo.lg.jp>

